



Wink Presents

# 身近なトラブル回避術

いろいろなトラブルが身近にひそんでいても、なかなか気付けないもの。そこで実際にあった様々な事例をもとに、トラブル回避法を学びましょう。

「運気が下がる!」「除霊が必要!」など、不安をあおる言葉に要注意!

## 次々に開運商品売りつける悪質な開運商法<sup>※</sup>かも!

※悪質な開運商法とは…開運グッズの購入などをきっかけに「祈とうしないと不幸になる」「悪霊が取り憑いている」などと言って不安をあおり、高額な祈とう料を要求したり数珠や印鑑などを売りつける商法。「靈感商法」とも呼ばれる。



「やってみようかな。でもそれって本当なの?」

### Answer

「お金を払ったからといって開運が約束されるわけではありません」

家庭訪問による姓名判断や開運グッズの通信販売などをきっかけにして、人の弱みや不安を聞きだし、「運が開ける」とか「先祖の因縁を絶つため」と言って、高額な開運商品や祈とうなどを勧める「開運商法」「靈感商法」のトラブルがあつてはなりません。不安をあおる言葉や甘い言葉には注意が必要です。

### 相談事例

**Aさん** 【相談者Aさんの場合】  
「開運ブレスレットと祈とうの効果がない。信じられなくなったので支払ったお金を返して欲しい。」

「雑誌広告に掲載されていた開運ブレスレットを購入した。1ヶ月以内に運が良くならなければ全額返金すると記載があり、効果がなかったため業者に電話して返金を申し出た。すると「今まで効果がなかったのは悪い霊が憑いているから。祈とうをしないと不幸になる」といわれ、祈とう料として40万円を請求された。怖くなったので40万円支払い、祈とうをしてもらった。しかしインターネットにその業者の苦情が多く書き込まれていて信じられなくなった。払った金額を返金して欲しい。」(30代女性)

**相談員** 【アドバイス】  
「クーリング・オフが適用される可能性あり! トラブル相談も含め、まずは相談を」

「雑誌などを見て自ら業者に申し込んだ開運ブレスレットなどの契約は、通信販売であるためクーリング・オフ制度の適用はないと考えられます。しかし、その後に勧誘された商品や祈とうなどについてはクーリング・オフ制度が適用になる可能性があります。また不安をあおるような方法で次々に勧誘されたり、業者が解約に応じないなど、トラブルにあった場合にはすぐに「消費生活相談窓口」に相談して下さい。」

### 「開運商法」は、ココに注意!

- 理由を付けて電話をかけさせる目的は、新たな勧誘の場合があり! 購入した商品の説明書に「誤った使い方をすると力が発揮されないのでもまずは電話を」などと書いてある場合があります。説明を聞くために電話をすると悩みを聞き出され、除霊のための祈とうや新たな開運グッズ購入などを勧められ、高額な金額を要求されることも。高額な契約をしたからといって運が開けたり、幸せになれるわけではないことを理解してください。
- 不安をあおる手口に注意して! 不意打ちの家庭訪問や電話で勧誘されても、すぐその場で契約しないで、購入する気がなければキッパリ断ること。「このままでは不幸になる」などと不安をあおるようなことを言われて契約してしまってクーリング・オフ期間が過ぎていても、契約書面が交付されていなかったり、記載内容の不備があればクーリング・オフを申し出ることも可能なので、『消費生活相談窓口』にすぐ相談しましょう。
- 勧誘時に脅迫されることも! 警察への相談も視野に入れましょう。勧誘を断ると業者が「娘がどうなっても知らない」「断ってケガをした人もいる」など、脅迫的な態度にでることがあります。恐怖を感じるような方法で勧誘された時は警察にも相談しましょう。

「この話、ちょっと怪しい?」と思ったら、まず相談を!

## 広島県の相談窓口 広島県生活センター

消費者啓発動画配信中 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>

広島市中区基町10-52  
消費生活相談 ☎082-223-6111(商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など)  
県民相談 ☎082-223-8811(結婚・離婚、交通事故、多重債務問題、相続・遺言など)  
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

